別表第8の3（第16条の4関係）

地方検察庁	数
東京地方検察庁	2

別表第10東京地方検察庁の項中「13」を「12」に改める。

附　則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

告　示

○**内閣府告示第五百二十九号**

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号。以下「令」という。）第十六条第一項の規定に基づき、内閣府の所管に属する補助金等の事務委任の範囲及びその委任を受ける者を定める内閣府令（昭和三十年総理府令第六十七号）第二項第二号に掲げる内閣府本府の所掌に属する補助金等のうち内閣総理大臣の指定する補助金等を次のとおり指定したので、令第十六条第四項の規定に基づき告示し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　沖縄安全対策事業費補助金

二　沖縄国際物流拠点活用推進事業費補助金

○**内閣府告示第五百三十号**

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十七条及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十五条第一項の規定に基づき、平成十六年内閣府告示第百十七号（内閣府本府の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の一部について委任した件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
別表	別表
［略］	［同上］
子ども・子育て本部長	子ども・子育て本部長
子ども・子育て本部	子ども・子育て本部

○**内閣府告示第五百三十一号**

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第二条第二項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第十三号（公文書等の管理に関する法律施行令第二条第一項第三号の規定に基づき、独立行政法人等の施設であって、公文書等の管理に関する法律第十五条から第二十七条までの規定による特定歴史公文書等の適切な管理を行うために必要な設備及び体制が整備されていることにより公文書等の管理に関する法律第二条第三項第一号に掲げる施設に類する機能を有するものを指定する件）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行することとしたので、公示する。

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

改正後	改正前
別表	別表
［略］	［同上］
子ども・子育て本部長	子ども・子育て本部長
子ども・子育て本部	子ども・子育て本部
総合海洋政策推進事務局	総合海洋政策推進事務局長
国際平和協力本部事務局	国際平和協力本部事務局長
［略］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

○**内閣府告示第五百三十二号**

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四十六条及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第二十一条第一項の規定に基づき、平成十七年内閣府告示第三十一号（内閣総理大臣の所掌に係る行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章第一節から第三節までに定める権限又は事務の一部について委任した件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
別表	別表
［同上］	［同上］
子ども・子育て本部長	子ども・子育て本部長
子ども・子育て本部	子ども・子育て本部
総合海洋政策推進事務局長	総合海洋政策推進事務局
国際平和協力本部事務局長	国際平和協力本部事務局
［項を加える。］	［同上］

改正後	改正前
別表	別表
［同上］	［同上］
子ども・子育て本部長	子ども・子育て本部長
子ども・子育て本部	子ども・子育て本部
総合海洋政策推進事務局	総合海洋政策推進事務局長
国際平和協力本部事務局	国際平和協力本部事務局長
［略］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。